

栃木県スキー連盟SATスキーインストラクター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本連盟のSATスキーインストラクター（以下「スキーインストラクター」という。）について必要な事項を定める。

2 スキーインストラクターとは、本連盟のスキーインストラクターと全日本スキー連盟が認定した認定スキー指導員とする。

(任務)

第2条 スキーインストラクターは、地域・クラブ等の行事に積極的に参加するものとし、ボランティア指導者として、又全日本スキー連盟公認スキー学校（栃木県内スキー場に限り）の指導者として指導活動に当たることができる。

2 指導の対象は、初歩のレベルのスキーヤーとし、導入技術、基本技術の指導を行う。

(SATスキーインストラクター検定会の実施)

第3条 SATスキーインストラクター検定会（以下「インストラクター検定会」という。）は、本連盟の主管において養成講習・検定方式により実施する。

(検定員)

第4条 インストラクター検定会は、本連盟会長から委嘱されたB級検定員2名、C級検定員1名以上の資格を有する検定員3名が当たる。（内主任検定員はB級検定員以上の有資格者1名）

(検定会実施回数、会期)

第5条 インストラクター検定会は、同一年度内において原則として2回実施する。

2 受検は、同一年度内において1回に限るものとする。

3 インストラクター検定会の会期は、2日間を原則とし、受検者数の多少、天候の状況、その他特別な事情のあるときは、これを変更することができる。

(実施要領及び認定基準)

第6条 インストラクター検定会の実施要領及び認定基準は、次の各号に掲げるとおり定める。

(1) 養成講習は、12時間とし、すべて集合講習とする。

(2) 養成検定は、次のカリキュラムに準じて実施し、基礎理論はレポート方式とする。

- ① 実技内容、10 時間（検定を含む）
導入技術の取り扱い、平地での移動技術、傾斜地での移動技術（登り方、滑降、制動技術、制動の回転技術、楽しむためのターンの組み立てによる回転技術）
 - ② 理論内容、2 時間（理論テストを含む）
指導者理論、スキー指導の安全管理、指導方法論
- (3) 検定の評価
- ① 実技の評価は、「できる」、「できない」で可否を判定する。
 - ② 理論の評価は、各課題のレポートを評価し、60%以上をもって合格とする。
- (4) 認定基準は、実技及び理論ともに合格した者をスキーインストラクターに認定する。

(受検資格)

第7条 受検者は、本連盟に所属する団体の会員で、次に掲げる各号に該当しなければならない。

- (1) 所属団体長の推薦がある者
- (2) S A J 登録会員で、受検年度の4月1日現在、18歳以上の者
- (3) 申込時点までに級別テスト2級を取得している者

(受検手続)

第8条 受検する者は、受検願書に必要書類を添え、検定料と共に本連盟に提出しなければならない。

(認定者の手続)

第9条 認定者は、年次登録料、公認料、ネームプレート代等を認定時に納入する。

(結果の報告)

第10条 主任検定員は、検定会実施の結果を本連盟会長へ2週間以内に報告しなければならない。

(義務)

第11条 スキーインストラクターは、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

- (1) スキーインストラクターは、本連盟が実施するSATスキーインストラクター研修会に少なくとも2年に1回（隔年）参加し、修了しなければならない。
- (2) スキーインストラクターは、本連盟及び所属団体の事業には優先的に参加しなければならない。
- (3) スキーインストラクターは、スキー傷害保険（SAJスキー補償制度準ずる）に必ず加入すること。

(4) スキーインストラクターは、毎年年次登録料を納入しなければならない。

(資格の停止)

第12条 スキーインストラクターが、SATスキーインストラクター研修会を2年続けて未修了の場合は、資格を停止する。

(資格の停止の解除)

第13条 スキーインストラクターの資格の停止解除は、研修会修了をもって資格の停止を解除できる。ただし、その場合の資格の有効は、研修会修了の翌年度から始まる。

(資格の喪失)

第14条 スキーインストラクターで、資格の年次登録料を納期までに納入しないときは、スキーインストラクターの資格を喪失するものとする。

2 スキーインストラクターの資格を返上したいときは、所属団体長を経て、本連盟会長にその旨を届け出ねばならない。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の議決による。

(附則)

- 1 この規程は、平成25年11月2日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年11月1日から施行する。